

無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめ[概要]

(1/2)

(経緯)

- ・我が国では、戦後、戦災復興等の観点から諸外国と異なり架空配電網・通信網が整備されてきた。
- ・昭和60年以降、電線類の地中化について検討が開始された当時は、電線管理者による単独地中化が中心であった。
- ・平成7年に電線共同溝法が施行されて以降、単独地中化が激減し、現在は、約90%が電線共同溝方式に。

(情勢の変化)

- ・防災、安全・円滑な交通確保、景観形成・観光振興の観点からの無電柱化の必要性の高まり
- ・無電柱化を求める社会的気運の高まり(市区町村長の会や民間団体の設立、「無電柱化法」の施行、条例制定等)

(課題)

限りある予算の中での推進

- ・優先的に推進すべき道路を意識した取組が必要
- ・関係者が連携して技術開発を推進し、コスト縮減に努めることが必要

電線共同溝方式に偏重した無電柱化の限界

- ・無電柱化手法が電線共同溝方式に偏重
- ・電線共同溝方式以外の事業手法による取組の大幅な拡大が必要

現在の占用制度及びその運用

- ・「占用制限制度」の運用は、直轄国道等の緊急輸送道路における電柱の新設禁止措置に限られ、活用が不十分
- ・電柱による外部不経済について、占用制度の枠組での議論が不十分

地域レベルでの合意形成

- ・地方ブロック等の協議会において、地域ニーズの反映が可能な体制の充実が必要
- ・事業を実施する地域レベルでの無電柱化推進体制の構築・充実が必要

(基本的な方向性)

- ・限りある予算の中、以下の道路において優先的に無電柱化を検討

<防災>

- ・緊急輸送道路 等

<安全・円滑>

- ・バリアフリー法に基づく特定道路等

<景観・観光>

- ・世界遺産周辺の道路 等

- ・国、地方公共団体、電線管理者が連携し、コスト縮減方策等について技術開発を推進

- ・道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、道路管理者が電線共同溝等を整備

- ・電線管理者も無電柱化法に基づく責務と役割分担に応じた負担の下、無電柱化の必要な道路において、様々な手法を活用し、自ら無電柱化

- ・道路事業、面整備事業の際に電線管理者が無電柱化を併せて実施

- ・無電柱化法第11条を踏まえた、占用制限の拡大を検討

- ・電柱の外部不経済を適切に占用料へ反映することを検討

- ・都道府県(市町村)無電柱化推進計画の策定を期待

- ・地元関係者、電線管理者を含む協議会の体制を強化

- ・事業実施段階における地域レベルの無電柱化推進体制の構築・充実を検討

具体的な施策へ

(具体的な施策)

<多様な整備手法・コスト縮減の促進等>

- ・多様な整備手法の活用
(軒下・裏配線、既存ストック活用、PFI)
- ・低コスト手法の普及拡大
(浅層埋設、小型ボックス、直接埋設)
- ・地下埋設物の管理の高度化
(道路管理システム、地下の三次元データ整備、探査技術等)
- ・機器のコンパクト化・低コスト化
- ・土木工事の縮減(昼間工事の拡大等)
- ・新技術の利用促進
(オープンな場で評価する仕組みの検討)
- ・技術情報の共有(マニュアルの周知、研修等)

<財政的措置等>

- ・固定資産税の減免措置等の検討
- ・占用料の減額措置の地方公共団体への周知・普及
- ・電線敷設工事資金貸付制度の活用による中小通信事業者等への支援
- ・競争的資金による重点的な支援の検討
- ・単独地中化の際の支援の検討
- ・電線共同溝方式における費用負担の見直しの検討

<占用制度の的確な運用>

- ・新設電柱の占用制限の緊急輸送道路以外への拡大
- ・既設電柱の占用制限の具体的措置の検討
- ・適切な役割分担による占用制限の対象区域の選定
- ・既設電柱が撤去されるまでの間、災害時の点検・報告を義務付けることについての検討
- ・無電柱化法第12条の的確な運用に向けた具体的な運用方針の策定及び実効性を担保するための道路法令の改正の検討
- ・電柱の外部不経済を踏まえた占用料の見直しの検討

<関係事業者間の連携の強化>

- ・地元関係者、電線管理者を含む協議会の体制強化
- ・ワンストップ窓口の設置
- ・工事・設備の連携
(工事調整、引込設備の集約等)
- ・民地活用の促進
(民地への地上機器の設置を促進するインセンティブの検討)
- ・他の計画・事業との連携

<国民の理解・協力>

- ・国民世論の形成
(「電線病」の克服、効果・必要性の理解促進)
- ・条例、都道府県・市町村無電柱化推進計画の策定の支援
- ・無電柱化のコストへの理解の促進(国民の負担、常設作業帯)
- ・多様な主体と連携した継続的な広報の実施
(「無電柱化の日」の活用)